

ボランティア活動からボランタリアクションへ ーイギリス チャリティをとおしてー

菊池 信子

From Volunteer Activities to Voluntary Activities

ーThinking through British “Charity”ー

Nobuko KIKUCHI

要 旨

日本では1980年代以降、高齢者介護ニーズの拡大に対する住民参加型活動の台頭を皮切りにボランティア活動が進展してきた経緯がある。2015年の介護保険改正では、制度のサービスとボランティアを組み合わせる形態が明示され、公私のパートナーシップが制度に組み込まれることになった。一方、ボランティア活動は、その概念規定の枠を超えて有償ボランティアという呼称も生まれ、拡がりのある活動を展開しようとしている。

本稿では、ボランティアの定義を押さえ、社会のニーズに応じて、社会活動を担う人がどのような活動要件が整備されると参加が促進されるのかという問題意識から、日本のボランタリアクションの状況を概観し、イギリスのボランタリアクションの性質、そのバリエーション、社会のニーズへの対応としてのあり方について「チャリティ」をとおしてボランタリアクションについて整理するものである。

キーワード：ボランティア、ボランタリアクション、市民活動、チャリティ

はじめに

わが国では、1980年代以降、在宅高齢者の介護問題を地域住民の手で支えるという発想から住民参加型の家事援助サービス組織が台頭してきた。そのなかで、活動の継続性、担い手の負担等の悩みから有償ボランティアという言葉を用いた活動が台頭してきた。1995年の阪神淡路大震災を契機に、ボランティア活動が広く社会に認知され、普及していった。

2015年には、厚生労働省からの介護予防にむけた市町村による総合事業のなかには、ボランティア活動を組み込んでいる。公私のパートナーシップによる地域で社会課題を共有する、解決に取り組む、地域の活動への浸透を図る、住民は社会参加の機会を得る、という地域全体を包括的に、相互作用的に、自らの生活の行為・要素に組みこもうという狙いである。本来のボランティアの概念を確認し、地域が求めるこれらの活動の拡がりの傾向、性質、呼称等について一定の整理を試みる。

1 ボランティアについての整理

ボランティアについて概念を整理すると、自発性、無償性、社会性（公益性、公共性）、開拓性を挙げることができる。

- ・自発性

自発性に関して、早瀬（2017）は、奉仕との区別について、つぎのように述べている。「…奉仕活動とボランティア活動の言葉のニュアンスは、重なる場合もあるものの、かなり志向が異なります。戦時中、多くの住民が動員された「勤労奉仕」のように、公益的な目的だからと無償で労役を強制される行為は、ボランティア活動の対極にあるもの…」（注1）

- ・無償性

無償性は、自発性とともなボランティアの概念として歴史的にも構築されてきた根幹をなすものである。それに対して有償ボランティアという言葉は、矛盾ある造語であり、有償スタッフ、市民活動という表現が望まれる。

- ・社会性

社会性は、公益性、公共性が高く、社会のニーズに応える社会貢献に資するものと整理できる。

- ・開拓性

公では制度に縛られ、即応的な対応が期待しにくいものに対して、即応的、先駆的、開拓的に活動が展開できることを意味している。

つぎに、日本におけるボランティアの展開について概略的に整理する。

ボランティア活動は、現在では地域福祉と関連づけて地域福祉活動の1つのあり方として捉えられることが多い。

ボランティアの語は、ラテン語（volōウォロ）からきており、意思、決定、自発といった意味をもつ。社会問題のために無償で活動する一般市民に対して、ボランティアと呼ぶようになってきた経緯がある。

イギリスに目を向ければ、古くは1647年の清教徒革命に自主的に立ち上がった志願兵をvolunteerと呼んでいる。アメリカでは、1775～83年の独立戦争に志願した人々、フランスでは1792～1802年のフランス革命における志願兵がこう呼ばれている。

福祉的な活動としてその前史を遡ると、阿部志郎によれば、1884年のイギリス、トインビーホールのセツルメント活動に参加するセツラーがボランタリアクションの担い手とみている。

日本では、1952年に愛知県、子どもを支援する青年グループが、VOLUNTARY YOUTH SOCIETYという表現を用い、そこにボランティアの語が見出される。1962年に徳島県で、善意銀行が設置され、ボランタリアクションが開始されている。

1969年に国民生活審議会から「コミュニティ・生活の場における人間性の回復」が提示され、1971年に中央社会福祉審議会から「コミュニティ形成と社会福祉」の提言がなされている。1975年には全社協に「中央ボランティアセンター」が発足し、1977年には全社協による「ボランティア保険制度」が開始されている。このあたりまでは、日本では1973年に福祉元年といわれた時期のボランティアの動向といえる。1973年の秋のオイルショック以降、停滞する経済状況下で当時の文部省による生涯教育、青少年のボランティア参加の促進に関する事業が進められ、ボランティア活動推進の教育、福祉領域での体制づくりが整備されていくこととなった。

1995年の阪神淡路大震災を契機として、広く一般市民が関わるボランティアの活動が注目されることとなったといえよう。1998年にはNPO法が成立している。上述のボランティアの概念にもとづく組織活動を持続的、安定的に組織化する動きの1つとしてみる事ができる。

2 現在の日本のボランティアアクションの状況

厚生労働省によれば、2017年現在、自治体、ボランティアセンターが把握しているわが国のボランティア活動者数は707万人、19万4千グループをかぞえる。平均すれば20人に1人弱である。

また、ボランティア活動をしていると考えている人たちのなかには、上述のボランティアの概念とは、ずれがあるものの、ボランティア（自発的）なマインドにもとづいて活動をしている場合がある。その1つが先に触れたNPOである。また、市民活動という形で、それ以外の枠組み、すなわち有償を含むの活動が増えてきている。そこで、ここでは、これらのボランティアアクションの形態と具体的な活動内容について触れる。

まず、NPOであるが、概念の幅はあるものの、非営利性、独立性、組織性、自己統治性、自発的結社性を有した組織と整理できる。NPOは、寄附金、会費、受託費、助成金等を財源として、ボランティア活動、市民活動といった社会貢献活動を行うにあたり、団体の基盤を確立して自立的な動きを容易にするために法制化されたものである。ボランティア、有償スタッフ等が所属し、活動をしている。

市民活動は、社会のニーズがあり、ニーズ解決にむけて、実現可能な取り組める課題を目標として計画・実行するものである。ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスといった事業がこれに含まれる。ここに参加する人は、事業の遂行を担い、有償のサービスを提供するのである。財源は、会費、寄附金、委託費、事業収入等から構成される。それだけに活動の範囲も拡がりがある。民間としての独自の・提案的社会貢献、行政サービスの受託等も含まれる。

3 イギリスのボランティアに関する定義

イギリスでは、全国的に統一されたボランティアの定義はないとされているが、いくつかの公的文書・報告者に定義の記載がある。

全国ボランティアセンター（The National Centre for Volunteering）に設置されているボランティア調査研究所（Institute for Volunteering Research）の報告書によれば、「無報酬で時間を割く活動であり、親しい人以外の誰か（個人または集団）に役立つこと、あるいは環境に役立つことを目的としている活動」と定義されている。

また、ブレア政権下で、政府とボランティアセクターの合意文書として締結された「コンパクト」の実施要領として2005年に発行された「ボランティアのグッドプラクティス」のなかでは、ボランティア活動について、「時間を割いて、報酬を受けることなく、親しい人以外（あるいは親しい人とそれに加えてその他の人）の個人または集団の役に立つ、または環境に役に立つことを目的としている活動」と定義されている。

さらに、ボランティア活動は経済的な見返りのためではなく、自由意志で行われる。ボランティアの無報酬の原則は、「ボランティアのグッドプラクティス」のなかでも中核を成すと記されている。

ボランティア活動には、公的な活動、民間・任意団体の活動、私的なコミュニティ活動・運動も含まれる。ボランティア活動を行う理由には、スキルや経験を身につけたい、社会と接点をもちたい（もち続けたい）、何かを社会に恩返ししたい、道徳的な義務感に駆られて、などさまざまなものがあり、いずれも自由意志で参加することが重要視されている。

つぎに、イギリスのボランティア団体の定義についてみていく。イギリスでは、ボランティア活動団体を「ボランティア・オーガニゼーション」、またこのセクターを総称して「ボランティアセクター」、「一般チャリティ（General Charities）」といった言葉で表現している。

イギリスでは、ボランティアセクターについての統一的な定義はなく、もっとも広義の場合には、登録チャ

リティ団体のほかに、住宅組合（Housing Associations）、学校、教会、NHSトラスト、労働組合、スポーツ・レクリエーションクラブ、小規模ボランティア団体などを含む。少し狭義のボランティアセクターとしては、登録チャリティ団体、労働組合、スポーツ・レクリエーションクラブ、小規模ボランティア団体が挙げられている。NCVO（The National Council for Voluntary Organisations）では、この狭義のボランティアセクターを「一般チャリティ（General Charities）」と呼び、イギリスボランティアセクター年鑑（The UK Voluntary Sector Almanac）では、狭義のボランティアセクターを対象としている。

イングランド・ウェールズの登録チャリティ団体は、2006年12月現在190,439団体、登録チャリティ数は、2006年には3,728団体と報告されている。（注2）

以上、イギリスのボランティアについて、定義をみる限り、統一的なものがないものの、日本と同様の無償性、社会貢献性（開拓性を含む）、自発性、自由性が挙げられ、国際的に共通の概念を確認することができるといえよう。組織については、ボランティア活動を扱う政府・公的機関以外の民間組織をボランティア・オーガニゼーションとして捉えており、そのなかでもチャリティが大きな位置を占めていることがわかる。

チャリティに対しては、税の優遇措置がある。チャリティの事業収入に対する所得税、法人税の非課税、資産売却益に対する非課税、付加価値税の還付請求などがある。また、チャリティへの寄附に対しても、非課税制度が存在する。

4 チャリティによるボランティアアクションのかたち（性質、法的根拠等）

① チャリティのかたち

このようなボランティアアクションは、諸外国をみても、宗教、風土、習慣等さまざまな要因によって構成され、異なる多様な展開をしてきている。顕著なものに、イギリスのCharity（以下、チャリティ）がある。チャリティは、イギリスの民間福祉活動の歴史（前史）に重要な役割を果たしてきたといえよう。

金澤（2008）によれば、「18～19世紀イギリスにおいて、都市ミドルクラスの勃興とともに、前近代的なキリスト教的慈善の延長であるところの、ミドルクラスによる貧民支配の裏返しである偽善的な慈善活動として、不合理な福祉に発展・交代することになる」（注3）と記されている。チャリティと互助の関係について「イギリス近代社会において、人はまず自助で生き、それが難しくなれば互助を工夫し、それでも苦境に陥ればチャリティに頼り、さらに生存が保てないなら公的救済に訴えるというものである。…この四つのステージはそれぞれ相互に分断された閉じた領域を成してはいない。…自助・互助・チャリティ・救貧法の各境界線はぼやけており、多孔的である。とくにチャリティの利用に関しては、自助、互助、あるいは救貧法と並行して行うことが可能であった。」（注4）と記しており、チャリティの性格が、いわゆる本論冒頭のボランティアの定義にもとづいていたとしても、金澤のいう4つのステージで不可分の関係性によって互いに均衡を保ち、生活の重層性のなかでは深く相互に入り組みながら、利害を絡めて活用し合ってきたとみることができよう。まさに、イギリス社会では、この4つの類型が相補的に慣例として共存してきたというのである。（注5）

金澤（2010）は、さらに他の評者、高田実（2010）からは、「福祉の複合体」像に反映させ、「すなわち、自助・互助・チャリティ・救貧法という階梯は基本にあったが、チャリティは（市場・）自助、互助、救貧法（・国家）の領域にも浸透し、共存／競存していた、と（高田氏の言葉では「社会的なるもの」のグラデーションの連続体のなかに、有機的な連繋を持ちつつ位置づけられる」となる）。イギリスの福祉の複合体は、おそらく他の国々よりも強く、チャリティを特別に偏在させた構成をとっていた。」と、整理している。

さらに、ボランティアとの関連について、つぎの記述がある。書評者の山中聡氏の指摘を受けて、「山中氏が指摘しているもう一つの存在、すなわち与え手を受け手の中間に、無給のヴォランティアではなく賃金を得てなりわいとしてチャリティに従事した層である。」金澤(2010)のこのか所の引用「註4」には、「現場で活躍する無給のヴォランティアとしては、本書でも取り上げたミドルクラスの女性たちが母体をなした。彼女たちはバザーを開催したり、貧者宅を訪問したり、募金を集めたりと、チャリティにとって肝要な役割を果たした。」(注6)と記されている。

金澤(2010)は、ヨーロッパの他の国々においてもチャリティのような活動があったという書評を複数受けており、その見解を理解しつつも、イギリス人はさまざまな回路から人々がチャリティに参加し、その多さ、効果、意義について論じ記録してきたフィランソロピックな国民であるという自意識を表明していると、指摘している。

② チャリティに対する法的規制

チャリティは、17世紀初頭にエリザベス救貧法にもとづく公益ユース法(The Charitable Uses Act)の流れをくみ、2006年にチャリティ法(Charities Act)が、その基本法として制定されている。その後、他の関連法と統合して2011年チャリティ法(Charities Act)が成立し、これを基本法としている。これは、チャリティの発展を後押しする制度・環境の整備といった方向性を有したものである。

チャリティの登録組織のなかには、2013年以降、脱税、マネーロンダリング等の不祥事が発覚したという経緯がある。チャリティ関連機関としてチャリティ委員会(Charity Commission)があり、ここではチャリティの活動の認可、監督を実施してきている。チャリティ委員会が、各チャリティによっては高齢者、社会的弱者からの過度な寄附の募り方による心理的圧迫の事案に対し、管理不十分なことが指摘され、問題とされた時期がある。

この経緯を受けて、2016年にはチャリティ(保護及び社会的投資)法が制定されている。この法律は、2011年法と異なり、チャリティに対する規制強化を内容としている。同法第13条、第14条では、各チャリティは、チャリティ委員会に提出する年次報告に、①個人のプライバシーへの不条理な立ち入り、②不合理で執拗な寄付金の取り立て、③資産を寄附するよう過度なプレッシャーを与えることを防ぐために講じた対策を記載しなければならないことが規定されている。

同法第14条では、寄附金の基準の策定や市民の苦情等に対処すること等を目的とした新たな機関の設置が定められている。これを受け、2017年7月に、「寄附金募集規制機関(Fundraising Regulator)」が設置されている。(注7)

2016年のチャリティ法では、不正と過度の寄附金募集を抑制する目的でチャリティ委員会の権限強化を規定している。チャリティ委員会は、不正管理するチャリティに対し、公的警告(official warning)を発することができ、業務停止処分を下す権限を有することができるようになったのである。一方、チャリティ側からも、警告内容に対する意義申立てを行うことができる。

ボランタリアクションを行う団体が、チャリティへの登録申請を行い、認可されれば、チャリティ委員会の監督下で活動を行う形をとり、年次報告書を提出し、チャリティ委員会からの適切なコントロールに置かれる形が整ったといえるだろう。

③ チャリティショップ

ここでは、上述のチャリティの登録を受けた団体が運営するチャリティショップについて取り上げる。イギリスには12,000を超えるチャリティショップがあるといわれている。チャリティショップは、戦後の

イギリスで広がったクリエイティブソリューションといわれ、寄附された物品を販売し、利益を社会課題の解決資金にするというのである。代表的なものとしてかつてのエイジコンサーンを母体とする「エイジUK」「ブリティッシュハート財団」「キャンサーリサーチUK」などがある。

「エイジUK」は、高齢者、ユーゴスラビア、バングラディッシュ、ルワンダ等の高齢難民を支援する団体である。「エイジUK」のチャリティショップは、1963年にイーストサセックス地区に初めてギフトショップを開店して以来、イギリス国内に400店舗以上のショップがあり、衣類、菓子類等の販売がされている。最近では当初のショップの改装が相次いで行われ、広く人目を惹きつける工夫もされている。

「ブリティッシュハート財団」は1961年に医師と慈善家の協力で設立された財団で、設立当時イギリス人の死因の約半分が心臓、血管に関する病気だったことから、心臓疾患患者に対するペースメーカー手術の支援、ペースメーカーの小型化の研究開発、喫煙禁止法制定への活動等を行っている。「ブリティッシュハート財団」では、730店舗以上のショップをイギリス国内に展開している。「ブリティッシュハート財団」のショップの特徴としては、ホテルの改装や閉鎖に伴う家具廃棄物の引き取りを無料でしてくれるところである。家具、文房具など、あらゆる廃棄物を扱っている。住民が集まる広場やオンラインで販売し、財団全体が集める寄附金の16%がチャリティショップの収益によるということである。

「キャンサーリサーチUK」は、がんの治療・研究の補助、政策提言を目的とする団体であるが、そのチャリティショップは、イギリス国内に600店舗以上ある。「キャンサーリサーチUK」のチャリティショップのなかでも「白看板」のショップでは、特徴として通常より高価な衣類・雑貨等の商品のみをゆったり陳列している。ショップには、この活動の目的、仕組みを説明した大判の表示を掲げ、併せて啓発も推進している。

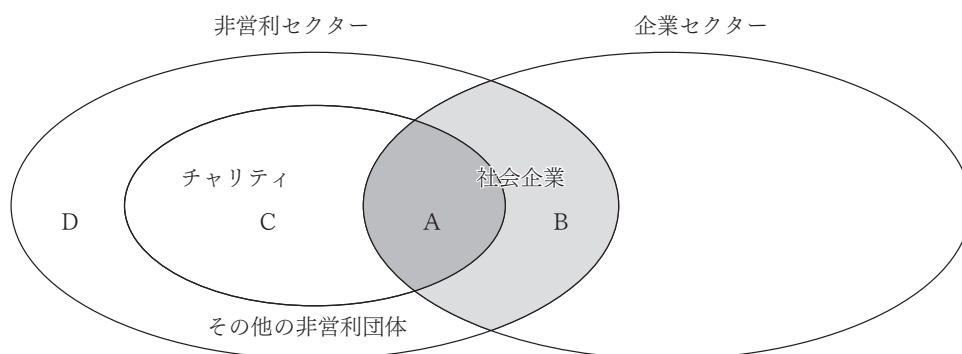
上述以外に、比較的高品質な寄附品を販売しているオクタヴィア財団のチャリティショップがある。チャリティショップには、通常有給のスタッフとボランティアがいるが、そこで働くこと自体が就職支援になり、社会課題の理解を促進する場所としても位置づけている。このような趣旨を踏まえ、オクタヴィア財団のチャリティショップは、ロンドン的高级ショッピングエリアに立地し、地域住民が手軽に寄附できる拠点にもなっており、財団のデザイナーブティックにはブランド品が並んでいる（注8）という。一方、救世軍のチャリティショップのように、他の財団のショップほど陳列に工夫が凝らされず、開設当初の雑然とした雰囲気のままのショップもみられている。

5 イギリスの社会起業について

上述のチャリティとは別に、イギリスには、社会貢献を目的とするボランタリセクターの特徴と民間の経営手法による効率的事業を併せて行う企業としての特徴をもつ社会起業がある。ブレア政権では、貧困・失業に起因する社会的排除の解決のための存在として社会起業を位置づけ、社会起業が、公共サービスの改善、コミュニティの再生を図る観点から、これを積極的に育成していく動きがみられたところである。

伊藤（2006）によれば、「社会企業（伊藤は、社会企業の文字を使用しているので、引用部分は社会企業とする。それ以外は、enterprisesに由来することから、社会起業と記す）は、株主や所有者の利益最大化のために行われるのではない、事業から生じた利潤を主に当該事業やコミュニティにおける目的のために再投資する、社会目的を第一とするビジネス」であるという。社会起業は、通常営利企業が参入しない市場や地域において、営利企業の手法を活用して商品やサービスを生産・販売することにより、貧困解消、雇用創出等の課題に取り組み、社会的排除のないコミュニティの形成に取り組むものであるとされている。伊藤（2006）は、チャリティを中心とする非営利セクターと社会企業について、図1のように位置づけし、説明している。（注9）

図1 社会企業の位置づけ 伊藤（2006）



社会起業の活動分野としては、環境・リサイクル、高齢者・障害者ケア、職業訓練、保育、メディア・芸術、小売、その他が挙げられている。具体的な社会起業の例を挙げておく。

- ・ 障害者の雇用機会を確保するため、工場、レストランを経営し、最低賃金以上の給与を支払う。ソーシャルファーム（social firm）と呼ばれている。
- ・ 障害者、長期失業者の職業訓練の一環として、印刷、パッキング、組み立て、造園作業等を行う。若干の手当を支給する場合がある。生産された商品は、一般販売され、事業コストをカバーする。カフェを経営し、調理、給仕の技術を習得できるようにする場合がある。この場合には、地域の障害者等にコミュニケーションの場を提供することを目的とすることも多い。
- ・ 薬物・アルコール中毒者、ホームレス、前科者に対し、アウトリーチ、職業訓練の紹介、生活指導等を行い、国・自治体から委託費を受けている。
- ・ 要保護の地域の児童、高齢者、エスニックマイノリティ等に対し、保育、介護、権利擁護等のサービスを提供し、自治体から補助金や委託費を受けて活動している。
- ・ 恵まれない地域に住む人々が出資して介護や配食を事業とする会社や組合を設立し、自らの雇用の機会を確保する。若干の配当がなされることがある。

ブレア政権では、貧困・差別といった社会的排除に苦しむ人々に対しては、公的部門の画一的なサービスよりも、地域事情に精通したボランティアセクターによる個別対応型サービスの方が有効だと考えられている。そして、公的部門、営利企業、伝統的チャリティにつぐ第4のサービス提供主体として社会起業を捉えている。（注10）

このような社会起業の問題は資金調達の問題にある。資金は、寄附、補助金、事業委託、金融の4つから調達される。寄附に関して、イギリスは「寄附の文化」があるといわれている。寄附には、募金、教会への寄贈、イベントへの参加、コベナント（継続的寄附の約束）、宝くじ購入といったバリエーションがある。

ボランティアセクターとしての社会起業にとって、受託費は、政府からみればパートナーシップの実現による社会課題の解決への取り組みが期待できるが、社会起業側からは、期限つき、かつ独自性を反映しにくい難点がある。そこで、2004年4月に寄附金税制の改正が行われている。改正内容は、ギフトエイド、パイロール寄附制度、有価証券に加え不動産の寄附の控除の3点である。

1つめに、ギフトエイド（Gift Aid）は、寄附に対する税の還付制度である。寄附を受けたチャリティが、寄附者に代わって還付請求する形になる。2つめに、パイロール寄附制度（従業員寄附給与天引制度）で

あり、事業主が天引きした寄附金を従業員が指示するチャリティに渡すことができるものである。3つめに、有価証券に加え、不動産の寄附の場合に、課税対象額から控除できるものである。

さらに、イギリスでは、2004年に会社法改正がなされ、「コミュニティ利益会社」が創設されている。これは、チャリティよりも公益目的の範囲が広く、組織化の手続きが簡便で法人格取得も容易である。コミュニティ利益会社は社会起業として認知されるが、民間企業と同種の取り引きを行うことができ、その競争条件への配慮からチャリティ登録は許可されていない。(注11)

以上の検討から、社会のニーズ、すなわち社会の課題解決を目的としたボランティアな活動は、チャリティ、社会起業、コミュニティ利益会社といったバリエーションをもって、アクティビティの形態が拡大してきていることがわかる。

6 おわりに

日本へのボランティアアクション活性化のための手がかりとして

日本では、介護予防の総合事業にボランティアとの協働が組み込まれることになった。自治体ごとにさまざまな組織と協働しており、例えば社会福祉協議会、シルバー人材センターをはじめ多様な組織と組んでいる。また、地域住民を組織化し地域力を高めるとともに、担い手として即戦力となる場合もみられている。一方、安定した組織化、財源が求められている現実がある。ボランティア自身が社会参加活動として組織化された社会活動に参加し、次第にパートナーとして関わりを強めていけるよう、コーディネートが重要であり、ここにはソーシャルワークの専門的実践の介入が必要である。

上述のイギリスのボランティアアクションをとおして、日本との違いをみていくことにする。1つめに生活に組み込まれたボランティア活動の位置づけの違いがある。2つめにボランティアの組織化は、法的手順によってチャリティの傘下に所属できること、3つめに他のセクター間とでの位置と相互の関係性・必要性によって生活の必要要件に組み込まれている点があげられよう。4つめに発想の柔軟性があり、チャリティショップのような寄附と利益、雇用の促進など、幅広い見地から社会の課題解決のためのアクションを展開しているところである。5つめに、社会起業、「コミュニティ利益会社」等の展開である。日本におけるNPO、市民活動という範疇と照らして示唆を得るものが大いにあり、拡がりのある展開をしていることが見出せる。

組織化によって財源を安定させていくことも重要である。チャリティショップのような社会の課題解決の方法、雇用者とボランティアによるショップの運営等、柔軟な発想と具体化の方法を探ること、現代社会がいわゆる冒頭に挙げたボランティアの概念とともに実現可能、持続可能な形のボランティアアクションを模索する必要に迫られている。もっとも大きな違いは、イギリスではボランティア、チャリティは人々の生活に密接・身近だということである。

今後、多様な組織体による市民活動、社会貢献活動のあり方を模索するに際しては、人びとの生活に組み込まれたボランティアアクションの追求が鍵になると考えられる。

引用文献

(注1) 早瀬昇「I 概論編 第1章 ボランティア活動の理解」、大阪ボランティア協会編、『テキスト 市民活動論 第2版』、大阪ボランティア協会、2017、pp.18-19.

(注2) 諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究 実行委員会「諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書」、文部科学省、2007. p.79.

- (注3) 清水俊毅「書評 金澤周作著『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会、2008年12月刊」、東京大学宗教学年報(29)、2011、p.217.より、金澤原文の引用か所から。
- (注4) 金澤周作「チャリティはイギリス近代の個性か? —『チャリティとイギリス近代』評から考える」、西洋論叢、第32号、早稲田大学西洋史研究会、2010.12、p.12.
- (注5) 同上、p.12. によれば、「友愛組合支援型のチャリティは互助とチャリティが共存できることを、元富裕者の子弟を受け入れる孤児院やそういった受給者を選出するための投票チャリティの仕組みは互助とチャリティが背反しないことを、そして教区がチャリティ病院の寄付者となっていざというとき教区貧民を入院させるという広く見られた慣例は公的救済とチャリティの相補性を、それぞれ示している。」と記し、4つの類型の相補的關係を説明している。
- (注6) 金澤周作「チャリティと女性 —「レディの天職」再考」河村貞枝・今井けい編『イギリス近現代女性史研究入門』(青木書店、2006年)、206-20頁。について、金澤(2010)の註4に記述している。
- (注7) 田村祐子「【イギリス】2016年チャリティ(保護及び社会的投資)法」、『外国の立法』月刊版、立法情報・翻訳・解説、2017.2、pp.8-9.版:立法情報Charity Commission)
- (注8) 山崎亮「利益を社会課題の解決に還元するイギリスのチャリティショップ」、Bio city(81)、公益法人、2020.1、pp.86-90.
- (注9) 伊藤善典「ブレア政権の医療福祉改革 —市場機能の活用と社会的排除への取組み—」、ミネルヴァ書房、2006、pp.232-233.
- (注10) 同上、pp.235-236.
- (注11) 同上、pp.235-243.から筆者要約加工.